

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第143号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項第2号ア中「属する者」の右に「(以下「保護者等」という。)」を加え、同号イ中「保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者」を「保護者等」に改め、同項第3号中「掲げる児童」の右に「(在園児童を除く。)」を加え、同号イ中「入所して」を「入所し、又は通所して」に改め、同号イ(ウ)中「入所する」を「入所し、又は通所する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、在園児童の保護者等の属する世帯に基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者がある場合その他市長が必要があると認める場合の保育料は、第1項第1号及び前項の規定による保育料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

(京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市立学校保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年10月30日京都市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中京都市立学校保育料等徴収条例施行規則別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

世帯等区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	保 育 料			
		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
		甲	乙	甲	乙
非課税世帯及び養育里親等		円 1,800	円 900	円 1,600	円 800
均等割課税世帯		3,000	1,300	2,900	1,300
	1円以上34,999円以下	4,900	2,300	4,300	2,100

その他の世帯	35,000円以上 41,999円以下	5,200	2,300	4,600	2,300
	42,000円以上 48,599円以下	5,400	2,300	5,000	2,300
	48,600円以上 58,099円以下	9,500	4,600	9,000	4,600
	58,100円以上 67,599円以下	11,400	5,300	10,100	5,100
	67,600円以上 77,100円以下	12,200	5,900	11,400	5,700
	77,101円以上 86,999円以下	12,900	5,900	12,000	5,900
	87,000円以上 96,999円以下	13,100	5,900	12,300	5,900
	97,000円以上 102,599円以下	13,200	5,900	12,500	5,900
	102,600円以上 110,899円以下	14,200	6,500	13,400	6,500
	110,900円以上 124,999円以下	14,200	6,500	13,900	6,500
	125,000円以上 138,599円以下	14,200	6,500	14,100	6,500
	138,600円以上 168,999円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
	169,000円以上 174,599円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
	174,600円以上 211,200円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
	211,201円以上	15,900	7,900	14,100	7,000

備考1 「3歳児」とは、教育のあった日の属する年度の前年度の3月31日において年齢が3歳である児童をいい、「4歳以上児」とは、同日において年齢が4歳以上である法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。

2 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 在園児童の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 在園児童が令第14条第1号に掲げる支給認定子ども（同号ロに規定する満3歳未満保育認定子どもを除く。）又は令第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

3 2にかかわらず、在園児童と同一の世帯に第1条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、在園児童のうち年長の順序に従って1人目の者に

ついて乙の欄を適用し、その他の者については保育料を零とする。

4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

5 「養育里親等」とは、令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。

6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

7 月の中途において入園し、退園し、又は転園した場合における当該月の保育料の額は、法第27条第3項第1号又は第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定する額の例による。

附則第2項を次のように改める。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日前に幼稚園に入園した者における同条の規定による改正後の京都市立学校保育料等徴収条例施行規則別表第1の規定の適用については、同表その他の世帯の項中

「

48,600円以上 58,099円以下	9,500	4,600	9,000	4,600
58,100円以上 67,599円以下	11,400	5,300	10,100	5,100
67,600円以上 77,100円以下	12,200	5,900	11,400	5,700
77,101円以上 86,999円以下	12,900	5,900	12,000	5,900
87,000円以上 96,999円以下	13,100	5,900	12,300	5,900
97,000円以上 102,599円以下	13,200	5,900	12,500	5,900
102,600円以上 110,899円以下	14,200	6,500	13,400	6,500
110,900円以上 124,999円以下	14,200	6,500	13,900	6,500
125,000円以上 138,599円以下	14,200	6,500	14,100	6,500
138,600円以上 168,999円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
169,000円以上 174,599円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
174,600円以上 211,200円以下	14,200	7,100	14,100	7,000
211,201円以上	15,900	7,900	14,100	7,000

とあるのは、

」

「

48,600 円以上 58,099 円以下	9,000	4,600	9,000	4,600
58,100 円以上 67,599 円以下	11,000	5,300	10,100	5,100
67,600 円以上	11,000	5,500	11,000	5,500

とする。

」

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)